

公示送達書

8 伊豆市告示 第 139 号
令和 8 年 7 月 27 日

下記の書類について、地方税法第20条の2の規定により公示送達します。
なお、下記の書類は、当市役所税務課に保管していますので、来庁のうえ受領してください。

静岡県伊豆市長
菊地 豊



送達を受ける者	住(居)所 (所在地)	省略
	氏 名 (名 称)	小松 澄隆
送達する書類名	督促状(令和8年度軽自動車税)	

(注意)

地方税法第20条の2第3項並びに国税通則法第14条第3項の規定により、上記の日(掲示を始めた日)から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなします。